

議案第8号

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月21日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

非常勤特別職の職員として生活支援コーディネーター、認知症初期集中支援チーム専門医及び認知症初期集中支援チーム専門職を、非常勤一般職の職員として保育所の担任を受け持つ場合の保育士を新たに設置するほか、非常勤一般職の職員における勤務1時間当たりの報酬額の端数計算方法の変更等をするため、条例の一部を改正するものである。

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年富津市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項を削る。

第10条を第12条とする。

第9条第4項中「で、自宅」を「のうち、その者の住居」に、「運賃」を「て運賃又は料金」に、「自転車その他交通」を「自動車その他の交通の」に改め、同条を第11条とする。

第8条第3項中「前条」を「第7条」に改め、同条を第10条とする。

第7条の次に次の2条を加える。

（報酬の減額）

第8条 一般職の職員が正規の勤務時間を勤務しないときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額を減額して支給する。

（1） 1箇月の欠勤時間の合計が30分未満の場合

（2） 勤務条件条例第8条に規定する年次有給休暇又は勤務条件条例第9条に規定する特別休暇のうち有給の休暇の場合

（3） 前2号に掲げるもののほか、勤務しないことについて任命権者の承認があった場合

（端数計算）

第9条 前2条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

別表第1 介護認定調査員の項の次に次のように加える。

生活支援コーディネーター	日額	6,800
--------------	----	-------

別表第1 認知症地域支援推進員の項の次に次のように加える。

認知症初期集中支援チーム専門医	1件	6,000
	日額	24,000
認知症初期集中支援チーム専門職	1件	6,000

	日額	6,000
--	----	-------

別表第2 看護師、介護支援専門員、特別支援教育指導員又は指導補助教員の項の次に次のように加える。

保育士（担任を受け持つ場合）	日額	1級23号給
----------------	----	--------

別表第2 備考2中「10円未満の端数があるときは、1円の位を四捨五入する」を「50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる」に改める。

別表第3中「第9条」を「第11条」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。